

施工状況把握チェックシステム開発業務仕様書

1 名称

施工状況把握チェックシステム開発業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、鳥取県県土整備部が発注する土木工事の内、工事成績評定要領の対象となる工事で施工状況把握を実施した結果を記録し、記録した内容をもとに結果を出力し、また、工事受注者が内容確認可能なチェックシステムの構築を目的とする。

3 業務概要

本業務は、土木工事監督業務の効率化のため、鳥取県県土整備部土木工事監督基準に規定する施工状況把握（書類確認）のチェック結果を、工事情報共有システムで記録、確認及び結果出力できるシステム（以下「施工状況把握チェックシステム」という。）を開発する。

開発にあたっては、システムテスト、運用テスト、システム利用マニュアル等の整備を含む。

4 業務期間

業務期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

契約締結日から本運用まで以下の作業スケジュールを基本とする。

設計・基本構築	契約締結日から令和8年9月30日まで
運用テスト・システム修正	令和8年10月1日から
本運用	令和9年4月1日から

※令和9年4月以降の運用・保守について、施工状況把握チェックシステムの運用に係る予算が成立した場合は、別途調達予定としている。

5 作業体制

- (1) 鳥取県（以下「甲」という。）と本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）は、本業務を履行できる体制を設けるとともに、本業務に先立ち各々開発体制（責任者、主任担当者、担当者）が分かる書類（様式は任意）を相互に提出する。
- (2) 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合は、各々の担当者を通じて行う。

6 進捗管理

- (1) スケジュールを含むプロジェクト管理の責務は、乙が負う。
- (2) 乙は、作業に先立ち作業スケジュールを書面で提出し、甲の承認を得ることとし、やむを得ず作業スケジュール等を変更する場合は、事前にお互い書面をもって協議する。
- (3) 会議・打ち合わせ議事録の作成義務は乙にあり、甲はそれを承認する。
- (4) 乙は、7の定期協議の際、書面をもって進捗状況の報告をする。
- (5) 乙は、定期協議において、現状の進捗状況を定量的な管理指標に基づき報告すること。問題点がある場合は、その解決策も同時に提案・検討すること。

7 定期協議

- (1) 甲及び乙は、本契約に基づくシステム開発が完了するまでの間、進捗状況の報告、問題点の検討・解決、成果品のレビュー、その他対象システム提供の推進のために必要な事項を協議するための協議会を定期的を開催する。当該協議会の開催頻度は、甲乙が協議の上別途決定する。
- (2) 乙は、(1)の協議会が開催されたときは議事録を作成する。

8 仕様の確定

- (1) 乙は、本仕様書に基づき本業務において提供する施工状況把握チェックシステムの機能要件を明確化し、稼働環境への適合性の確認、その他必要な調整・検討を行い、当該システムに係る仕様書を確定する業務（以下「システム仕様書確定業務」という。）を実施する。
- (2) 乙は、システム仕様書確定業務の実施に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には速やかにこれに応ずる。

9 システム仕様検討会の開催

- (1) 甲及び乙は協力して、システム仕様書確定業務を実施するに当たり必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、随時、システム仕様検討会を開催する。
- (2) システム仕様検討会には、少なくとも甲乙双方の担当者及び主任担当者が出席する。ただし、責任者が適当と認める場合には、担当者及び主任担当者以外の者であっても、システム仕様検討会に出席することができる。
- (3) 乙は、システム仕様検討会の議事内容・結果について議事録を作成する。

10 システム仕様書の承認及び確定

- (1) 甲は、乙からシステム仕様書の提出がなされた場合、システム仕様検討会での検討結果に適合することを確認の上、承認する。
- (2) (1)の甲の承認をもってシステム仕様書は確定とする。

11 検査仕様書の作成及び承認

乙は甲と協議の上、本業務の検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法、テスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、甲に提出する。

12 システムの要件等

(1) 利用業務

鳥取県土木工事監督業務における施工状況把握に利用できること。

(2) システム概要

ア 鳥取県土木整備部土木工事監督基準に規定する施工状況把握（書類確認）のチェック結果を、工事情報共有システムで記録及び確認できる機能を有すること。

イ システムテスト、運用テスト、システム利用マニュアル等の整備を含むこと。

(3) 初期導入作業

ア 初期導入支援

利用者向けに機能、利用環境、全体スケジュールの説明をすること。

運用テスト期間中の支援を行うこと。運用テスト期間については、甲乙協議により決定する。

イ システム利用マニュアル

開発する施工状況把握チェックシステムの基本的な操作および利用に関する事項をマニュアルに取りまとめること。

(5) システム要件

システム要件は以下の条件を満たすこと。

ア 安全性

(ア) セキュリティが担保されたシステム構成を採用していること。

(イ) セキュリティを維持するための継続的な取り組みがなされていること。

(ウ) データ保管が適切に行われていること。

イ 信頼性

障害発生時にもサービスを継続利用可能なシステム構成を採用していること。

ウ 拡張性

拡張性のあるシステム構成を採用し、システム負荷の増加に対して柔軟に対応できること。

エ 動作環境

下表で示す動作環境で利用できるシステムとする。なお、システムがサポートする OS 及び Web ブラウザはメーカーサポートが提供されているものとする。

対応 OS	Windows
対応ブラウザ	GoogleChrome、Microsoft Edge、Firefox

なお、今後、新しいバージョンの OS、Web ブラウザがリリースされた場合、追加費用無しで利用可能となるよう速やかに対応すること。

オ システム環境

a 工事情報共有システム機能要件 (Rev. 5. 6) (令和 6 年 3 月国土交通省) 以降の機能要件に対応した工事情報共有システム (以下「共有システム」という。) で利用できること

b インターネット環境により利用するものとし、特別なソフトウェア等 (JRE 等) をインストールすることなく利用できること。

c 使用するサーバ等の機器の設置場所及びデータの保管場所は日本国内に限り、日本の法令が適用されること。

13 セキュリティ要件

(1) 正当な権限のない者による情報のアクセスやデータの不正な利用、改ざん等が行われないよう、必要なアクセス権限の設定ができること。

(2) パスワードは、英大文字、英小文字、数字が利用できること。文字数は5文字以下の設定を不可とすること。

(3) 保守・運用時において、次のとおり対応すること。また、これらを踏まえてシステム構築をすること。

ア 情報セキュリティに関する情報収集及び脆弱性確認を随時行い、できるだけ速やかにパッチをあてるなど、必要に応じた対策を行うこと。

イ アクセスログ及び各種通信ログを取得し、情報漏えい、不正アクセス等を監視すること。

ウ 業務ログは、最低1年分を保持すること。

エ 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した際には、直ちに甲に報告するとともに、被害拡大防止、原因特定、再発防止策等を講じること。

14 システム機能の要件

(1) 鳥取県県土整備部土木工事監督基準に規定する別紙3 施工状況把握(書類確認) チェックシート (以下「チェックシート」という。) の内容が登録できること。

(2) チェックシートの記録結果の Excel ファイルもしくは CSV ファイル出力ができること。

(3) 登録した情報の編集、削除ができること。

(4) 工事発注者が情報の登録、編集等を可能とし、工事受注者は閲覧のみ可能とすること。

15 納入条件

施工状況把握チェックシステムは、動作確認が完了している状態で納入すること。

16 成果品 (中間成果品を含む。)

乙は、施工状況把握チェックシステムの運用を行うとともに、以下の成果品について、電磁的記録媒体により、甲が別途指示する期日及び方法により各一部提出すること。

(1) 実施計画書

(2) 基本設定書

(3) システム設計書 (カスタマイズした画面及び帳票がある場合)

(4) 動作テスト計画書及び各テスト結果報告

(5) 操作説明書 (管理者向け、利用者向け)

(6) 保守計画書及び報告書

(7) 打合せ議事録

【補足】 成果品は電磁的記録媒体 (DVD-R または甲が指定する方法) により納入することとし、ドキュメント類については Microsoft Office Word、Excel または PDF (ファイル内の文字検索が可能なこと) 等で作成するなど、甲がメンテナンス作業を容易に行えるよう考慮すること。

17 納入場所及び期限

(1) 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 220 鳥取県県土整備部技術企画課

(2) 納入期限

令和9年3月31日

18 権利義務の譲渡等の禁止

乙は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

19 資料提供

(1) 乙から甲に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲と乙が協議の上、甲は乙に対し、無償でこれらの提供を行う。

(2) 乙は、甲から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(3) 乙は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(4) 甲及び乙は、(1) から (3) までにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

20 作業場所の特定

乙は、本業務の履行に当たり、作業場所(住所、事業所名等)を特定するものとし、乙は、甲に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

21 追完請求権

(1) 本業務の成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、乙に対して相当の期間を定めて甲の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(2) (1) の規定により甲が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

(3) (1) 及び(2) の規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

22 特許権等の使用

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

23 損害賠償

乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

24 守秘事項等

- (1) 本業務における成果品（中間成果品を含む。）については、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

25 再委託の禁止

- (1) 乙は、甲の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 甲は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

26 調査等

甲は、必要があると認めるときは、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合においては、乙は、これに従わなければならない。

27 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

28 検収方法

(1) システムテスト

施工状況把握チェックシステム構築後、テストデータを用いたシステムテストを実施すること。すべてのテスト結果をテスト結果報告書として提出すること。システムテスト時に作成された一時ファイル等の不要なファイルは、テスト終了後、削除すること。システムテストにおいて指摘があった場合には担当職員と協議を行い、適切な処置を施すこと。

(2) 運用テスト

システムテスト後、担当職員が主導で運用テストを行う。受託者は運用テストに立ち会うこと。運用テストにおいて指摘があった場合には、担当職員と協議を行い、適切な処置を施すこと。

(3) システム利用者への操作研修

運用テスト後、システム利用者に対し操作研修を実施すること。研修の実施方法等については甲と協議の上、決定すること。

29 完了報告及び検査

- (1) 乙は、施工状況把握チェックシステムの構築及び 28 (1) から (3) の全てが完了

(以下「開発完了」という。)したときは、開発完了の日から 10 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに報告書を甲に提出する。

- (2) 甲は、(1) の報告書を受領した日から 10 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに施工状況把握チェックシステム開発完了を確認するための検査を行う。
- (3) 甲は、(2) の規定に基づき検査を行った結果、合格と認めるときは、その旨を乙に通知しなければならない。
- (4) 乙は、(2) の検査に合格しないときは、甲の指示に従って遅滞なくこれを修補し、甲の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

30 委託料の支払等

- (1) 乙は、29(3)の通知を受領した後、甲に委託料を請求する。
- (2) 甲は、(1)の規定による正当な請求書を受領した日から 30 日以内に請求に係る委託料を乙に支払う。
- (3) 甲が正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、乙は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

31 専属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停(甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

ただし、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 6 条第 1 項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

32 違約金

甲は、乙が業務期間内に委託業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料の額から既完了部分(乙が既に委託業務を完了した部分のうち、甲が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号)第 120 条の規定により計算した額を、違約金として乙に請求することができる。

33 任意解除

- (1) 甲は、34 又は 35 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 甲は、(1)の規定により契約を解除する場合、契約解除の 1 か月前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲と乙が協議して定める。

34 催告による解除

- (1) 甲は、乙が次のアからエまでのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履

行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

ウ 正当な理由なく、21 の履行の追完がなされないとき。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(2) 乙は、(1) の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

35 催告によらない解除

(1) 甲は、乙が次のアからクまでのいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ 納入期限までに、乙が施工状況把握チェックシステムの納入をしないでその時期を経過したとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が34(1)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

カ 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ク 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加してい

る者をいい、非常勤を含む。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア) から(カ) までに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 乙は、(1) の規定により本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

36 解除の制限

34(1) アからエまで及び35(1) アからオまでの規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、34及び35の規定による契約の解除をすることができない。

37 賠償の予定

乙が35(1) カに該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。

38 その他

(1) 使用言語

施工状況把握チェックシステムに係る調達によって作成された成果品及び資料、本業務の遂行にあたって必要となる打合せ等において使用する言語は、日本語とする。

(2) 疑義等

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、甲乙が協議して定める。

(3) その他

ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を本仕様書から削除する場合がある。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。